

旅費規程

(根 拠)

第1条 本規程は、会則19条により、本会の業務及び市P協・区P連等主催に係わる諸会合・行事に出席した場合には、当該会員に対して旅費を支給する。

(基 準)

第2条 支給の基準は、次のとおりする。

(1) 公共交通機関を利用の時は、実費を支給する。

それ以外の場合は会計規程による。

(2) 宿泊した場合は、会計旅費規定により支給する。

(3) 全日にわたる会議・研修などには昼食代を会計規程により加算して支給する。

ただし、主催者より昼食支給の場合は加算しない。

上記規程によりがたい場合は、役員会に諮り決定する。

(附 則) 1 この規程は、昭和57年4月29日から実施する。

2 平成 11年 4月 28日 一部改定

3 平成 15年 4月 25日 一部改定

4 平成 17年 12月 19日 一部改定

5 平成 26年 3月 19日 一部改定